

南アルプス世界自然遺産登録推進協議会財務規程

(趣旨)

第1条 この規程は、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会規約第11条第2項の規定に基づき、南アルプス世界自然遺産登録推進協議会(以下「推進協議会」という。)の財務に関し必要な事項を定めるものとする。

(予算)

第2条 推進協議会の予算は、構成市町村から交付される負担金、繰越金その他の収入をもって歳入とし、協議会の事業の執行に要するすべての経費をもって歳出とする。

(予算の編成)

第3条 会長は、毎会計年度推進協議会の予算を編成し、年度開始前に推進協議会の会議に諮らなければならない。

2 予算書その他財務に係る帳票等の種類及び様式については、会長が別に定める。

(出納及び現金の保管)

第4条 推進協議会の出納は、会長が行う。

2 推進協議会に属する現金は、会長が銀行その他の金融機関に預け入れなければならない。

(出納員)

第5条 推進協議会に出納員を置き、会長が属する市町村の職員のうちから、会長が指名した者をもって充てる。

(決算)

第6条 会長は、毎会計年度決算書を作成し、監事の監査に付さなければならない。

(補則)

第7条 この規程に定めるもののほか、推進協議会の財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規程は、平成19年2月28日から施行する。